

令和3年度
包括外部監査の結果報告書

【概要版】

(テーマ)

公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

令和4年3月

山形市包括外部監査人

尾形吉則

概要版

第1章 総論	2
第1 包括外部監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 選定した特定の事件(テーマ)	2
3 特定の事件を選定した理由について	2
4 包括外部監査の実施期間	2
5 包括外部監査の対象期間	2
6 包括外部監査の方法	3
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
8 利害関係	3
第2 包括外部監査の監査結果	4
1 監査の結果について	4
2 監査結果及び意見の要約リスト	4

概要版

この概要版は令和4年3月8日付けで作成された「令和3年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。(以下、「法」という。))第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

「山形市公共施設等総合管理計画(平成28年2月)」によれば、平成26年度末時点で山形市が所有している公有財産は1,319あり、このうち当該計画において将来的な更新費用の試算の対象とした、延床面積が概ね50㎡以上の施設は377施設で、計画策定後40年間の建て替え及び大規模改修に要する費用の試算は3,798億円、年平均にすると1年あたり203億円となるとされている。

他の自治体と同様、市の財政が厳しい状況にある中で、公共施設への市からの通常の維持管理費用や将来的な更新費用は支出の大きな比重を占めている。

「山形市第6次行財政改革プラン」においても、「方針Ⅲ 持続的発展が可能な財政運営」の中で、公共施設等の老朽化による維持管理経費の増加を課題として挙げ、「公共施設等総合管理計画や施設ごとに策定している個別施設計画等に基づき、ファシリティマネジメントの視点を取り入れた公共施設等の総合的な管理を推進します。」と取組の概要が記載されている。

こうした状況の中、公共施設の総合的管理計画の進捗の検証に加え、施設の有効利用状況の検証、契約事務、固定資産管理事務、収入・支出事務の適切性を検討することは有用なものと考え、このテーマを選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和3年4月から令和4年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和2年度の執行分又は令和2年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 財務事務が法令、規則などに準拠しているか
- ② 収入・支出の水準は妥当か
- ③ 施設は有効に利用されているか
- ④ 資産の維持管理は適切になされているか

(2) 監査手続

- ① 監査対象部局の把握
- ② 監査対象施設の選定
- ③ 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施
- ④ 関連する施設等での現地調査の実施
- ⑤ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑥ その他必要とした手続

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公認会計士 阿 部 哲

公認会計士 松 田 卓 也

公認会計士 小 関 悠 司

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概要版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和4年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
-----	------------	----	-------

(1) 市における公の施設の管理について(第2章)

第2章 第2 公共施設等総合管理計画			
1	(検討チームの未設置) 公共施設等総合管理計画において、基本方針や取組の実現に向けて設置することとなっていた関係部署の連携による検討チーム(仮)が設置されていない。計画に記載した「関係部署の連携による検討チーム(仮)」の設置、又はこれに代わる具体的な措置を行う必要がある。	指摘事項	28
2	(個別施設計画の評価・見直し体制の構築) 公共施設等総合管理計画のフォローアップについて、全庁的な協議を経ての取組方針決定、取組方針に基づく予算要求・査定を毎年度繰り返す形で実施しているとのことであるが、個別施設における取組を検証するための評価・見直しを行う体制を構築する必要がある。	指摘事項	28
3	(固定資産台帳の有効活用) 固定資産台帳の活用について、減価償却費の加味により経過年数の把握が可能であり、施設の老朽化度合いの算出に有用な資料であり、積極的な有効利用を検討された	意見	30

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	い。		
4	<p>(統廃合の検討に向けた体制整備)</p> <p>個々の施設ごとに策定している「個別施設計画」は、施設の修繕・長寿命化に関する計画となっており、総合管理計画にある施設の統廃合に関する検討は行われていない。統廃合に関する検討を行う機能も兼ねる特定部署の創設、又はこれに代わる具体的な措置を行う必要がある。</p>	意見	31
第2章 第3 受益者負担金(使用料)の見直し			
5	<p>(使用料の定期的な見直しについて)</p> <p>使用料及び手数料の見直しに関して、当初設定した料金を定期的に見直している施設は確認されなかった。当初料金設定時に見込んでいた維持管理コストが現状と乖離していないかを定期的に検証し、料金の見直しの要否を検討する体制を検討されたい。</p>	意見	32
(2) 山形市野草園(第3章第1)			
3. 支出・契約事務			
6	<p>(見積書の未保管及び見積合せの未実施)</p> <p>10万円以上の支出については見積合せを実施することとしているが、本施設では採用された見積書しか保管されていない。また、市では、金額の多寡に関わらず見積合せを実施することになっているが、本施設においては10万円未満の見積合せが実施されていない。</p>	指摘事項	53
7	<p>(1者随意契約理由書)</p> <p>随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあった。2者以上から見積書を徴することにより難しく見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。</p>	意見	53
8	<p>(見積合せ等の金額基準)</p> <p>市の契約規則によると金額の多寡に関わらず見積合せの実施が必要となり事務的に煩雑である。見積合せの金額基準や1者随意契約理由書の金額基準を設け、その内容を協定書等に盛り込む等の対応を検討されたい。</p>	意見	53
9	<p>(参考見積書等の保管)</p> <p>指名競争入札となった取引で、予定価格の根拠となる参</p>	指摘事項	53

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	考見積書が保管されていなかった。正常な競争に基づき調達を実施されたのか事後的な検証を可能とするため、参考見積書等の予定価格の設定根拠を適切に保管すべきである。		
4. 財産管理			
10	(財産台帳の未提示) 指定管理者は建物及び附属設備について、市より提示を受けた財産台帳により管理をすることとなっているが、市は指定管理者に対して建物及び附属設備についての財産台帳の提示を行っておらず、管理に必要な情報を提供していない。	指摘事項	57
11	(公有財産台帳に記載のない建物) 公有財産台帳である「建物一覧表」に記載の建物について、現物との照合を行った結果、「建物一覧表」に記載のない建物が1件あった。市は常にその所管する公有財産の現状を調査することとなっているが、結果として調査を行っていなかった。	指摘事項	57
12	(現品照合の報告) 実地棚卸の結果について、口頭にて市に報告を行っていた。口頭での報告を受けるのみではどのように報告がなされたのかは確認できず、市では文書により実地棚卸の報告を受ける体制を確保することを検討されたい。	意見	61
13	(「備品棚卸」の保管) 年度末日を基準日とした備品の実地棚卸に用いた棚卸結果表である「備品棚卸」について、一部ページが差し替えられていた。基準日における棚卸結果は差し替えや内容の変更がないよう保管すべきである。	指摘事項	61
14	(備品の除却登録漏れ) 複数の備品について台帳の除却登録漏れがあることが確認された。	指摘事項	62
15	(備品の除却漏れの有無の確認) 未確認の除却登録漏れの可能性があるため、市では、除却漏れの有無について確認を行うことを検討されたい。	意見	62
16	(備品シールの未貼付)	指摘事項	62

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	「備品シール」を作成し、備品本体の外部から見やすい場所に貼付することとなっているが、施設にて使用されている木製ベンチについて、備品シールの貼付がないものが確認された。		
17	(備品シールの貼付の徹底) 備品シールの貼付が徹底されていない状態では、市の備品の所在がわからなくなるおそれがあるため、市では、備品シールの貼付を徹底する体制を確保されたい。	意見	62
5. 行政財産の目的外使用許可事務			
18	(行政財産目的外使用料の算定誤り) 行政財産目的外の使用が許可されている自動販売機及びごみ箱に関して、使用料算定に使用する1㎡あたり単価に誤りがあり、過大に徴収していた。	指摘事項	65
19	(使用許可検証事務の徹底) 行政財産目的外使用許可について、電子決裁システムにて決裁承認プロセスが構築されているが、十分に内部けん制機能が発揮されているとは言い難い。決裁権限者による事務手続の検証体制を再度見直し、規則に基づいた適切な事務手続の徹底を図る必要がある。	意見	65
6. 指定管理者制度			
20	(月次報告書のモニタリング数値について) 指定管理者から毎月提出される月次業務報告書について、減免人数が報告書内の資料間で実績数と申請数の異なる人数で報告されている。報告目的を整理した上で、報告すべき数値を再度検討・整理すべきである。	指摘事項	66
21	(月次報告書の添付資料の提出年度誤り) 月次業務報告書に添付されている月別利用状況報告書が報告書対象外の年度の資料が添付されていた。指定管理者のモニタリング目的を課内で再度周知徹底を図り、適切にモニタリング事務を行う必要がある。	指摘事項	68
(3) 山形市民会館(第3章第2)			
3. 支出・契約事務			
22	(見積書の未保管及び見積合せの未実施) 見積合せを実施した場合でも、本施設では採用された見	指摘事項	87

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	積書しか保管されていない。また、市では、金額の多寡に関わらず見積合せを実施することになっているが、本施設では見積合せが実施されていない取引もあるため、見積合せが困難である場合を除き見積合せを実施すべきである。		
23	(1者随意契約理由書) 随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあった。2者以上から見積書を徴することにより難く見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。	意見	87
24	(見積合せ等の金額基準) 市の契約規則によると金額の多寡に関わらず見積合せの実施が必要となり事務的に煩雑である。見積合せの金額基準や1者随意契約理由書の金額基準を設け、その内容を協定書等に盛り込む等の対応を検討されたい。	意見	87
25	(請書の未作成) サンプルで抽出した取引のうち請書が作成されていない取引があった。規程に従い請書入手し先方の意思を文書により明確に保管すべきである。	指摘事項	88
4. 財産管理			
26	(財産台帳の未提示) 指定管理者は建物及び附属設備について、市より提示を受けた財産台帳により管理をすることとなっているが、市は指定管理者に対して建物及び附属設備についての財産台帳の提示を行っておらず、管理に必要な情報を提供していない。	指摘事項	90
27	(備品登録の単位) 単体で利用できる物品を一式又は一組等セットで購入した場合に、セット価格が1万円以上であれば備品とすることとなっているが、セット価格で1万円以上の取引で備品としての取り扱いがなされていないものが確認された。	指摘事項	95
28	(備品登録単位の確認体制) 市では、セットで購入しセット価格で1万円以上の購入がないかを確認する体制の確保を検討されたい。	意見	95
29	(備品の棚卸対象の抽出漏れ)	指摘事項	96

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	現品は市民会館に配置しているにも関わらず、市で管理する備品台帳上の配置場所が市民会館となっていない備品があり、この結果、年度末の備品台帳と現品との照合作業の対象から漏れている備品の存在が 761 件確認された。		
30	(備品シールの未貼付) 「備品シール」を備品の形状から貼付が困難な場合に、別途備品シールの管理台帳にて備品の写真と備品シールをセット貼付することで運用していた。しかし、備品の写真のみが貼付されてあるものがあり、運用が徹底されていなかった。	指摘事項	96
31	(備品シールの貼付が困難な場合の対応方法) 市では、備品シールの貼付が現実的に困難である場合についての対応方法を検討されたい。	意見	96

(4) 山形テルサ(第3章第3)

3. 支出・契約事務			
32	(見積書の未保管及び見積合せの未実施) 10 万円以上の支出については見積合せを実施することとしているが、本施設では採用された見積書しか保管されていない。また、市では、金額の多寡に関わらず見積合せを実施することになっているが、本施設においては 10 万円未満の見積合せが実施されていない。	指摘事項	120
33	(1者随意契約理由書) 随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあつた。2者以上から見積書を徴することにより難く見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。	意見	120
34	(見積合せ等の金額基準) 市の契約規則によると金額の多寡に関わらず見積合せの実施が必要となり事務的に煩雑である。見積合せの金額基準や1者随意契約理由書の金額基準を設け、その内容を協定書等に盛り込む等の対応を検討されたい。	意見	120
4. 財産管理			
35	(備品シールの未貼付) 「備品シール」を作成し、備品本体の外部から見やすい	指摘事項	129

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	場所に貼付することとなっているが、備品シールの貼付がない備品が散見された。		
36	(備品シールの貼付が困難な場合の対応方法) 「備品シール」の貼付が現実的に困難である場合について、会議室の床に机の設置場所を明示したり、備品個数を明示するなどの対応方法を検討されたい。	意見	129
37	(少額備品の台帳登録) 1万円未満の備品が登録されており、備品として管理されていた。1万円未満の備品について、本来の備品と同様に管理することの要否について検討されたい。	意見	129
7. 受益者負担の公平性			
38	(施設使用料の算定基礎について) 当施設の施設使用料は開館当初にコストの積み上げに基づき定めているが、委託料の実績額によって、利用料を低くすることを検討する余地がある。市において、利用料金設定時のような精緻な検討を現在の運営実態に合わせて、料金水準を定期的に見直す体制を構築するように検討されたい。	意見	134

(5) 山形市総合スポーツセンター(第3章第4)

3. 支出・契約事務			
39	(1者随意契約理由書) 随意契約において、1者随意契約の理由書が作成されていないものがあった。2者以上から見積書を徴することにより難く見積合せを行っていない場合には、1者随意契約の理由書を作成し保管されたい。	意見	153
40	(金額基準の妥当性) 本施設の会計規程細則上、予定価格が30万円を超えないものは見積合せをすることなく随意契約が可能であるとされているが、市では金額の多寡に関わらずすべての取引に見積合せの実施を要件としている。市と異なる基準として30万円が妥当であるか検討されたい。	意見	153
41	(金額判定の単位) 契約合計で30万円を超えているものの、品目単位では30万円を超えるものがないため、見積合せの対象となって	指摘事項	153

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	いない取引があった。品目単位ではなく、契約単位の金額で随意契約の可否を判断する管理体制となるように見直しが必要である。		
42	(検査の未実施) 地方自治法において、工事の完了検査が求められているが、修繕が完了した際の検収調書がなく必要な検査の実施が確認できない取引があった。	指摘事項	154
4. 財産管理			
43	(財産台帳の未提示) 指定管理者は建物及び附属設備について、市より提示を受けた財産台帳により管理をすることとなっているが、市は指定管理者に対して建物及び附属設備についての財産台帳の提示を行っておらず、管理に必要な情報を提供していない。	指摘事項	158
44	(建物の除却登録漏れ) 複数の建物について台帳の除却登録漏れがあることが確認された。	指摘事項	158
45	(備品の棚卸対象の抽出漏れ) 現品はスポーツセンター等に配置しているにも関わらず、市で管理する備品台帳データにてスポーツセンター等に所在がある旨の記載が漏れていたため、この結果、年度末の備品台帳と現品との照合作業の対象から漏れている備品の存在が確認された。	指摘事項	162
46	(備品の現品確認の一部未実施) 一部の備品については備品台帳等と現品との照合作業を実施しているものの、全ての備品については備品台帳等と現品との照合作業は行っていなかった。	指摘事項	163
47	(備品台帳と現品との照合作業) 年度末において備品台帳等と現品との照合作業が実務上困難である場合には、対応が可能な方法を、市として検討されたい。	意見	163
48	(現品照合の報告) 実地棚卸の結果について、市では照合作業の結果の報告を受けていなかった。	指摘事項	163

概要版

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
49	(備品台帳への登録漏れ) 総合スポーツセンター敷地内に市が所有する簡易物置が4台設置されているが、備品台帳に登録がなされていなかった。	指摘事項	163
50	(備品シールの未貼付) 「備品シール」を作成し、備品本体の外部から見やすい場所に貼付することとなっているが、備品シールの貼付がない備品が散見された。	指摘事項	163
51	(備品シールの未貼付への対応方法) 「備品シール」は備品の形状から貼付が困難であること又は剥離することがある。市では、備品シールの貼付が現実的に困難である場合についての対応方法を検討されたい。	意見	163
5. 行政財産の目的外使用許可事務			
52	(行政財産の目的外使用許可事務申請漏れについて) 本施設において、敷地の各地に設置されている山形まるごとマラソン大会実行委員会所有簡易物置に関して、行政財産の目的外使用申請が漏れていた。早急に申請書の提出が必要である。	指摘事項	166

(6) 備品管理全般について(第3章第5)

備品管理全般について			
53	(備品計上の金額基準) 他の自治体の基準を参考にし、基準を上げ、管理が可能な水準に設定し、備品管理を適正に行うよう検討されたい。	意見	174

※

【公有財産台帳】(No.11)

土地や建物等について、その面積、個数及び取得価格等を記載した台帳。

【備品台帳】(No.47他)

備品について、その品名、規格及び取得価格等を記載した台帳。備品台帳は、公有財産台帳には含まれない。

【固定資産台帳】(No.3)

公有財産台帳や備品台帳のほか、自治体が保有する全ての資産について網羅的に記載した台帳。主に数量面での管理を中心とする公有財産台帳や備品台帳と異なり、減価償却累計額を記載し、会計と連動した管理を行うもの。

概要版

【財産台帳】(No.10他)

市から指定管理者に提示する台帳で、指定管理者が管理する建物等について記載しているもの。
主に公有財産台帳から当該指定管理施設に係る建物等について、必要な情報を調製した台帳。